

かかりつけ医機能報告制度について

（備北圏域地域医療構想調整会議）



令和8年8月20日
広島県医療政策課

かかりつけ医機能報告について

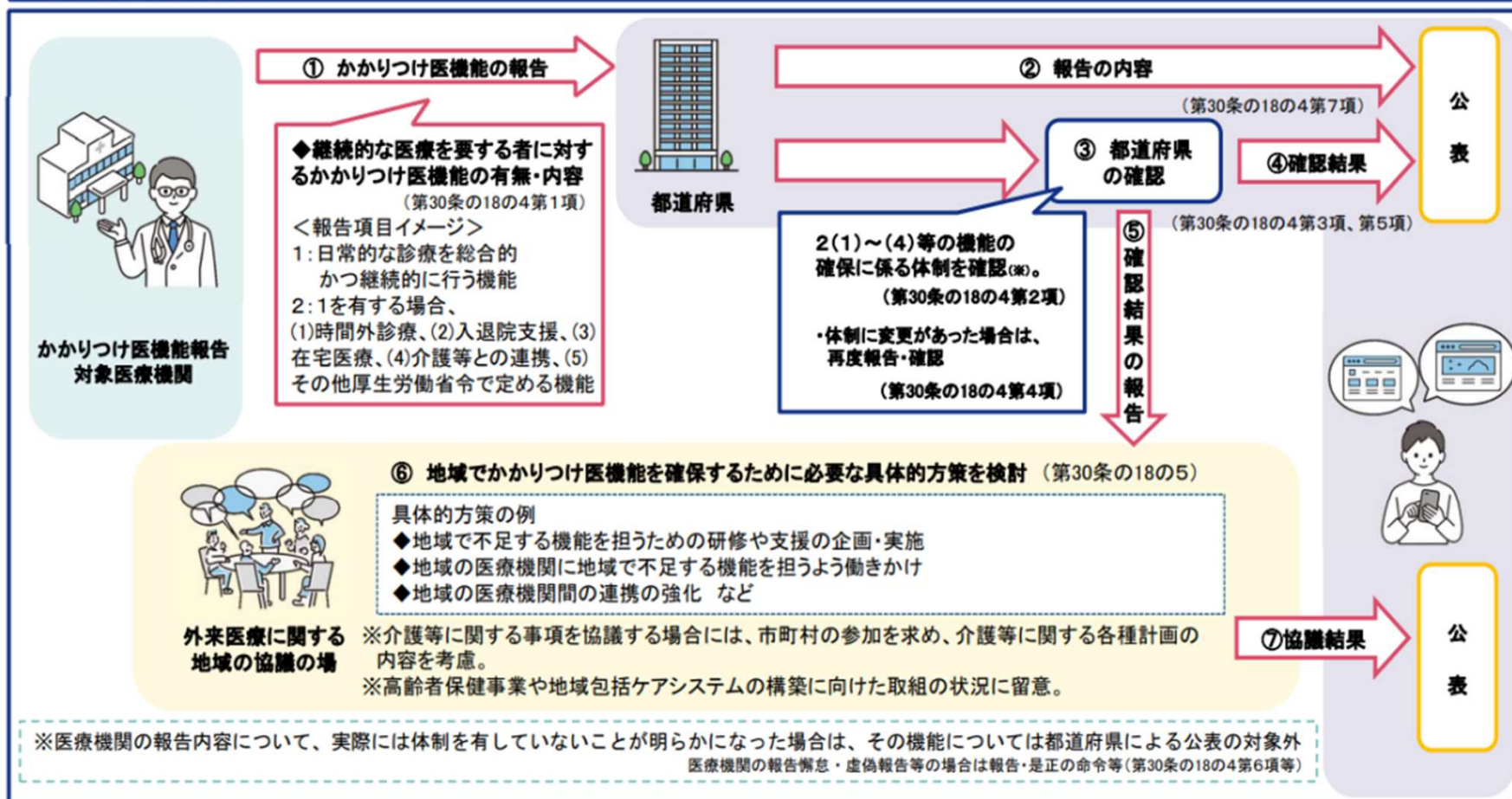


広島県医療政策課

かかりつけ医機能報告制度の概要

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



出典：第102回社会保障審議会医療部会 令和5年9月29日資料

かかりつけ医機能報告制度の報告率向上

多くの医療機関にかかりつけ医機能報告を行ってもらうため、
2回の通知を実施

①

報告開始の令和8年1月に
G-MISのログインID等を
記載したA4圧着文書を送付

②

令和8年2月末時点で
未報告の医療機関に対して
再報告依頼のはがきを送付

広島県の報告状況

5月25日現在

広島県:87.12%(全国平均:79.17%)
報告対象)2,762医療機関 報告済)2,406医療機関

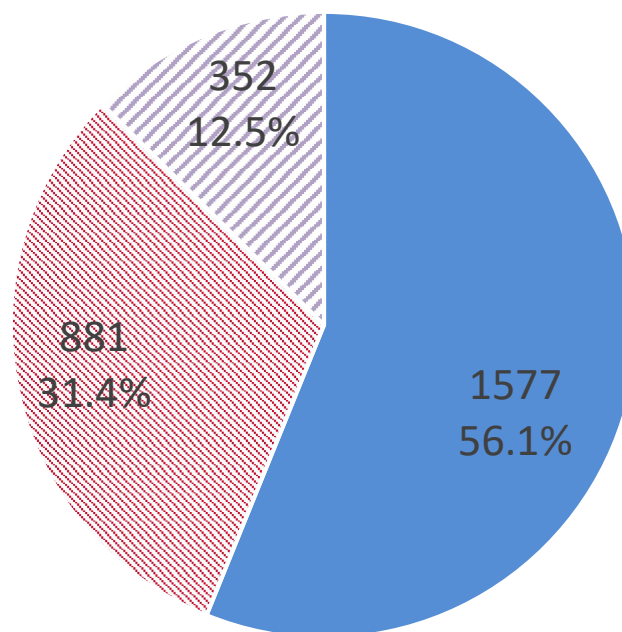
圏域	医療機関全体(6/9抽出データによる)					
	報告対象	A報告済	A報告率	B報告中	C未報告	B+C施設数
広島	1,461	1,297	88.8%	0	164	164
広島西	132	123	93.2%	0	9	9
呉	242	206	85.1%	0	36	36
広島中央	187	168	89.8%	0	19	19
尾三	203	172	84.7%	0	31	31
福山・府中	441	360	81.6%	0	81	81
備北	96	81	84.4%	0	15	15
広島県	2,764	2,409	87.2%	0	355	355

かかりつけ医機能報告（1号機能）の有無

1号機能

日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

1号機能の有無の割合



■ 1号機能あり ■ 1号機能なし ■ 未報告・報告中

かかりつけ医機能報告（1号機能）要件別

1号機能の報告事項

- (★)「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無（有無を報告すれば可）
- (★)所定の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること
- 一次診療を行うことができる疾患
- (★)医療に関する患者からの相談に応じることができること

かかりつけ医機能報告（1号機能）要件別

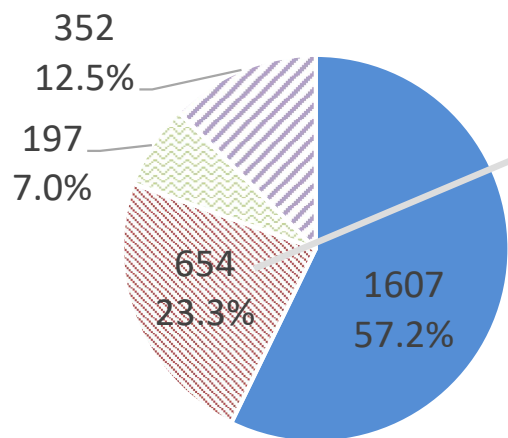
1号機能ありの要件

3つに共通する医療機関は318医療機関（11.3%）
うち、200施設近くはかかりつけ医機能を持たない診療
所等（特養や企業内診療所、美容クリニック等）

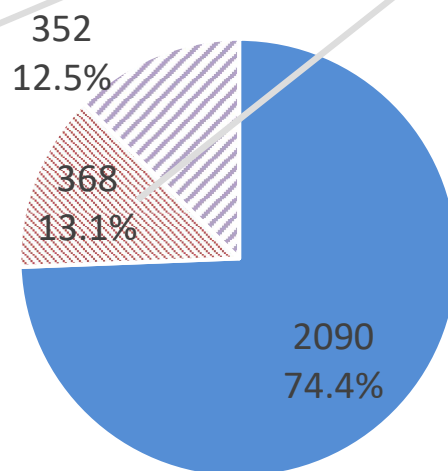
「具体的な機能」を有すること
及び「報告事項」について
院内掲示していること

所定の診療領域ごとの一次診療
の対応可能の有無、いずれかの
診療領域について一次診療を行
うことができること

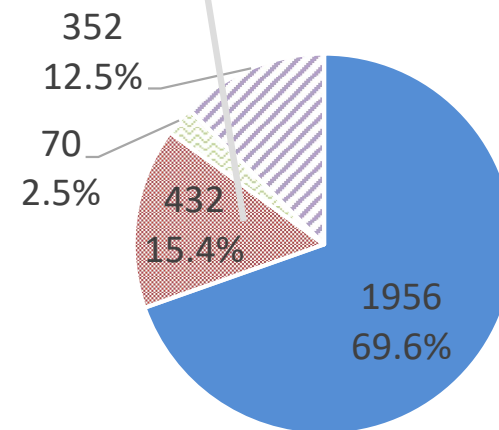
医療に関する患者からの相
談に応じることができること



- 有リ
- 無し(意向無し)
- 無し(意向有リ)
- 未報告・報告中



- いずれかに該当あり
- 該当なし
- 未報告・報告中



- 可能
- 不可(意向無し)
- 不可(意向有リ)
- 未報告・報告中

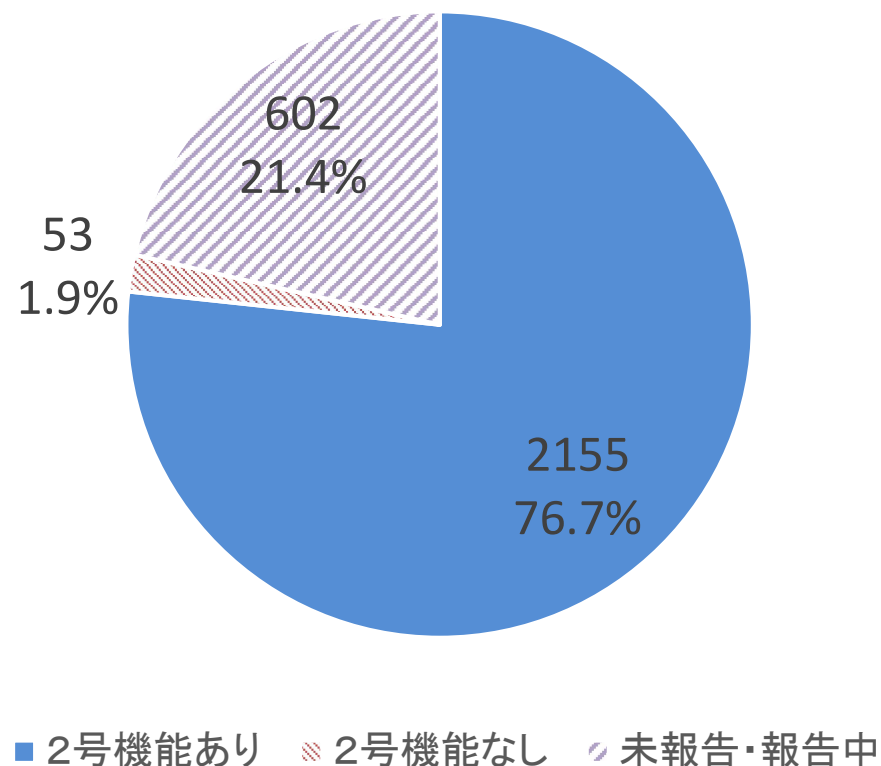
かかりつけ医機能報告（2号機能）の有無

2号機能

(イ) 通常の診療時間外の診療
(ロ) 入退院時の支援
(ハ) 在宅医療の提供
(二) 介護サービス等と連携した
医療提供

上記のうち、いずれかについて
「実施している」あるいは
「実績がある」と、
2号機能を有していることとなる。

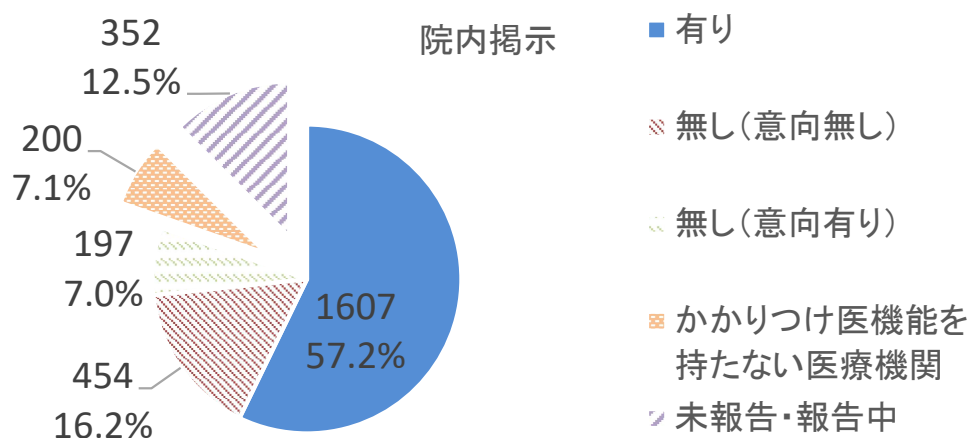
2号機能の有無の割合



総括

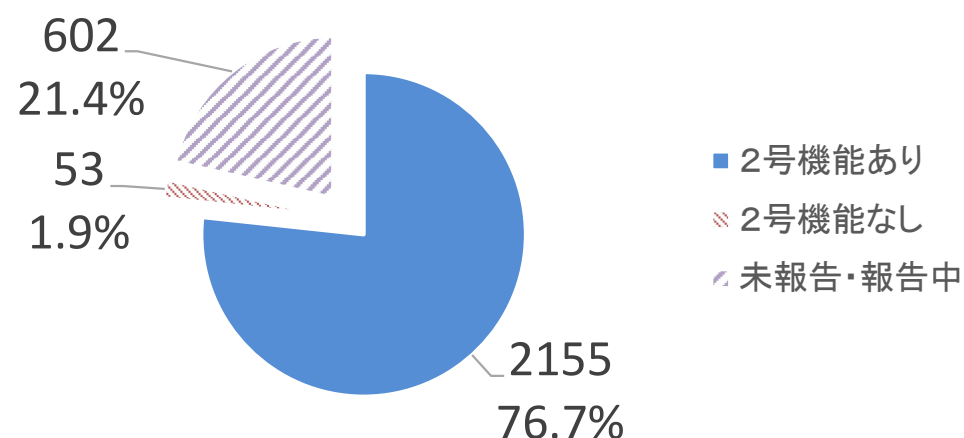
1号機能有りの割合

56.1%



2号機能有りの割合

76.7%



1号機能要件のうち、院内掲示を含め
制度の内容について理解ができていない可能性がある

かかりつけ医機能報告制度の内容について周知徹底し
実態に即した報告をあげていただく必要がある

かかりつけ医機能に係る 地域における協議の場について



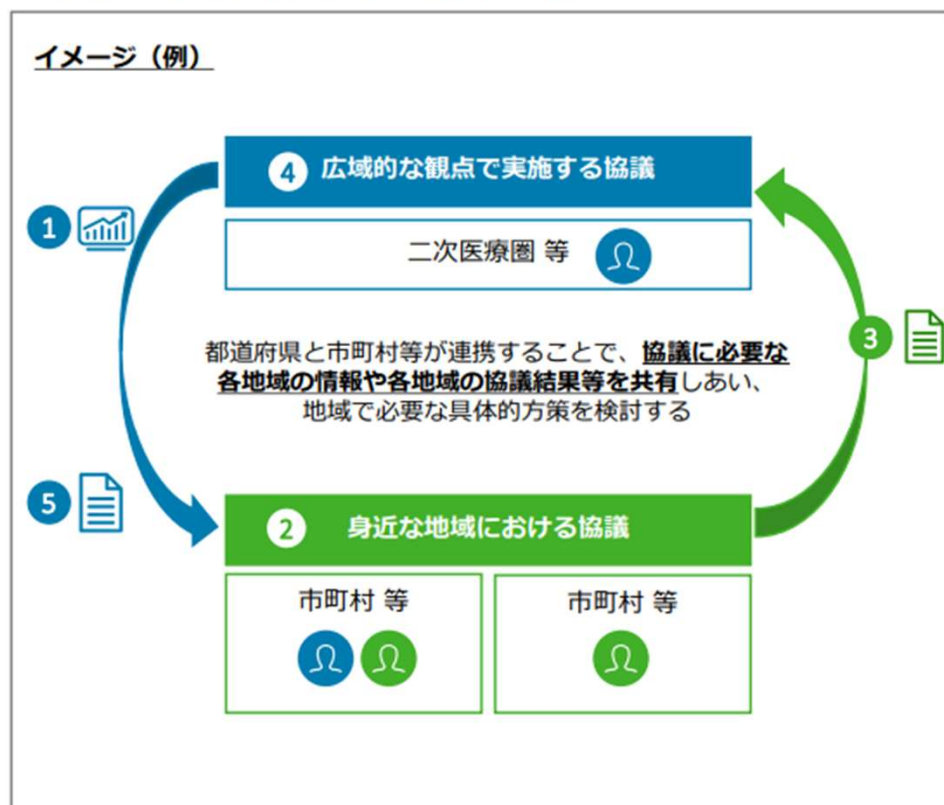
広島県医療政策課

かかりつけ医機能に係る協議の場の進め方について

令和7年12月19日かかりつけ医機能報告制度に係る第5回自治体向け説明会資料（一部改）

- かかりつけ医機能の協議は、身近な地域における医療・介護の実情や不足する機能の課題等を把握した上で、当該課題等を協議に反映し、具体的方策の検討を行うことが重要であると考えています。
- 従って、都道府県が介護や福祉分野の実情等を把握する市町村等とも連携して協議体制を検討することが重要であり、例えば、広域的な観点から検討を行う協議と身近な地域において検討を行う協議について、それぞれの協議の内容を共有しながら、地域において必要な具体的方策等を検討することが考えられます。

かかりつけ医機能に係る協議体制（例）



協議の進め方（例）

No	具体的な実施内容（例）
1	身近な地域における協議へのデータ等の情報提供や協議結果の共有等を依頼 都道府県は、身近な地域の関係者へのヒアリング等により、地域の課題等を把握し、報告データ等も参照して、協議課題を検討。 都道府県は、各地域へ必要な情報提供を行うとともに、協議結果の共有などを依頼。
2	身近な地域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県や市町村等は、報告データや市町村等が所持するデータ等も活用しつつ、身近な地域における課題や具体的方策等について協議。 ※市町村等が実施する協議であっても、都道府県は、かかりつけ医機能に係る協議が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
3	身近な地域における協議結果の共有 都道府県や市町村等は、身近な地域における協議結果を整理。 都道府県は、当該結果を踏まえつつ、広域的な観点から協議を行うことが望ましい課題等について検討。
4	広域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県は、身近な地域における協議結果も踏まえながら、広域的な観点から検討を行うことが望ましい課題等について協議を行う。
5	広域における協議の場での協議結果の共有 都道府県は、広域における協議結果を身近な地域における協議へ反映できるよう、身近な地域における協議に共有し必要な調整を行う。

地域の協議の場の検討状況（各市町別） ※昨年度ヒアリング終了時点

R7.3/26保健所長・事務所長会議資料（R8.6/8追記）

番号	圏域名 (2次)	圏域名 (在宅医療)	令和8年度における受け皿候補
1	広島	広島市	広島市連合地区地対協「地域医療検討委員会」を活用
2	広島	安芸高田市	市・安芸高田市医師会・JA吉田総合病院で協議
3	広島	安芸太田町	町と安芸太田病院（保健・医療・福祉統括C）で協議
4	広島	北広島町	山県郡医師会と協議
5	広島	府中町	町と府中町医師会で協議
6	広島	海田町	町と海田町医師会とで協議
7	広島	熊野町	町と安芸地区医師会熊野ブロックとで協議
8	広島	坂町	町と坂町医師会とで協議
9	西部	大竹市	具体的な会議体については検討課題を明らかにしてから判断
10	西部	廿日市市	具体的な会議体については検討課題を明らかにしてから判断
11	呉	呉市	呉市地対協の既存会議体を活用
12	呉	江田島市	江田島市地対協の既存会議体を活用
13	広島中央	竹原市	竹原市地域医療介護推進協議会を活用
14	広島中央	東広島市	東広島市在宅医療・介護連携推進会議を活用
15	広島中央	大崎上島町	医療行政懇談会を活用
16	尾三	三原市	地域包括ケア連携推進協議会
17	尾三	尾道市	具体的な会議体は報告結果を見て判断
18	尾三	世羅町	世羅町在宅医療・介護連携推進会議を活用
19	福山・府中	福山市	福山市在宅医療・介護連携推進会議を活用
20	福山・府中	府中市	府中市在宅医療推進センター・サブセンター長会議を活用
21	福山・府中	神石高原町	町と町内医療機関とで協議
22	備北	三次市	保留中
23	備北	庄原市	庄原市地域ケア推進会議医療・介護合同部会を活用

今年度の地域における協議の場について

既存の在宅医療・介護
連携等に関する資料



かかりつけ医機能
データブック

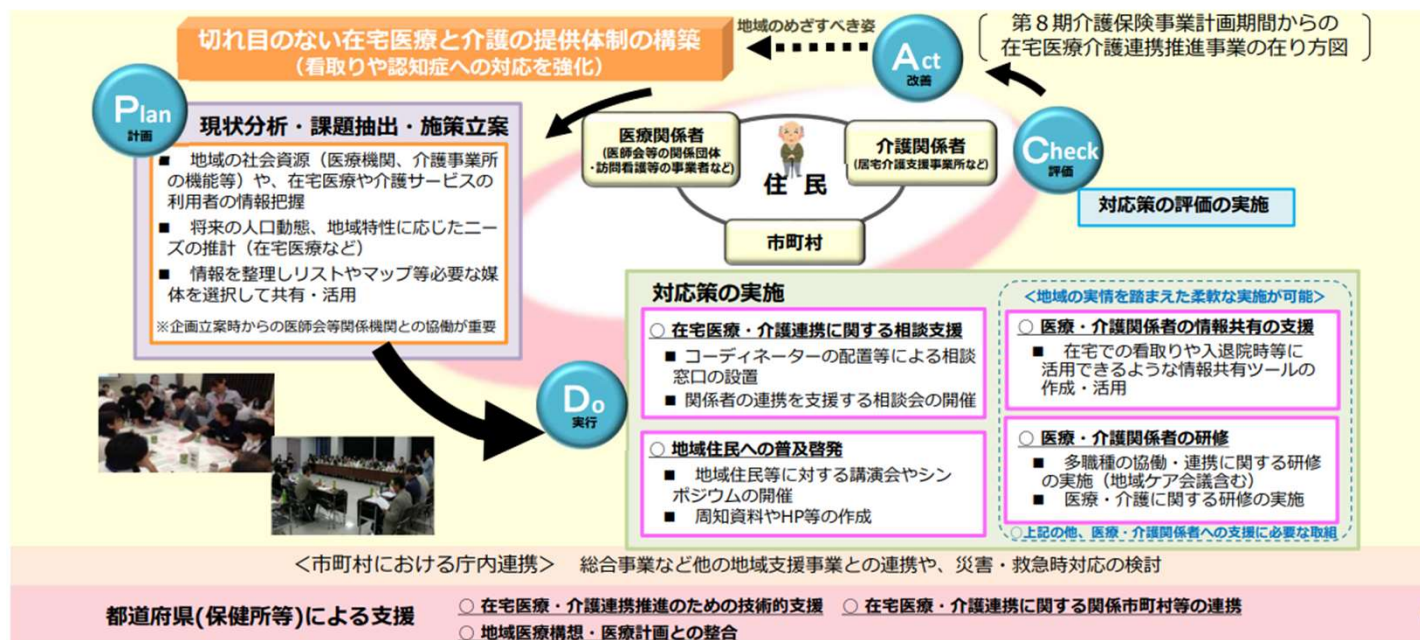
- 市町ごとの集計結果をもとに、人口構造や医療・介護の需要の変化、医療・介護の供給の変化を現状把握するとともに、行政職員や医療従事者から見た時の体感と一致しているか。
- 今後医療需要や介護需要が変化していく中で、どのような受け皿を用意していくか。

今年度は、かかりつけ医機能報告制度が開始され、
初めての協議の場となるため、まずは現状把握から行っていく。

(参考) 在宅医療・介護連携推進事業について

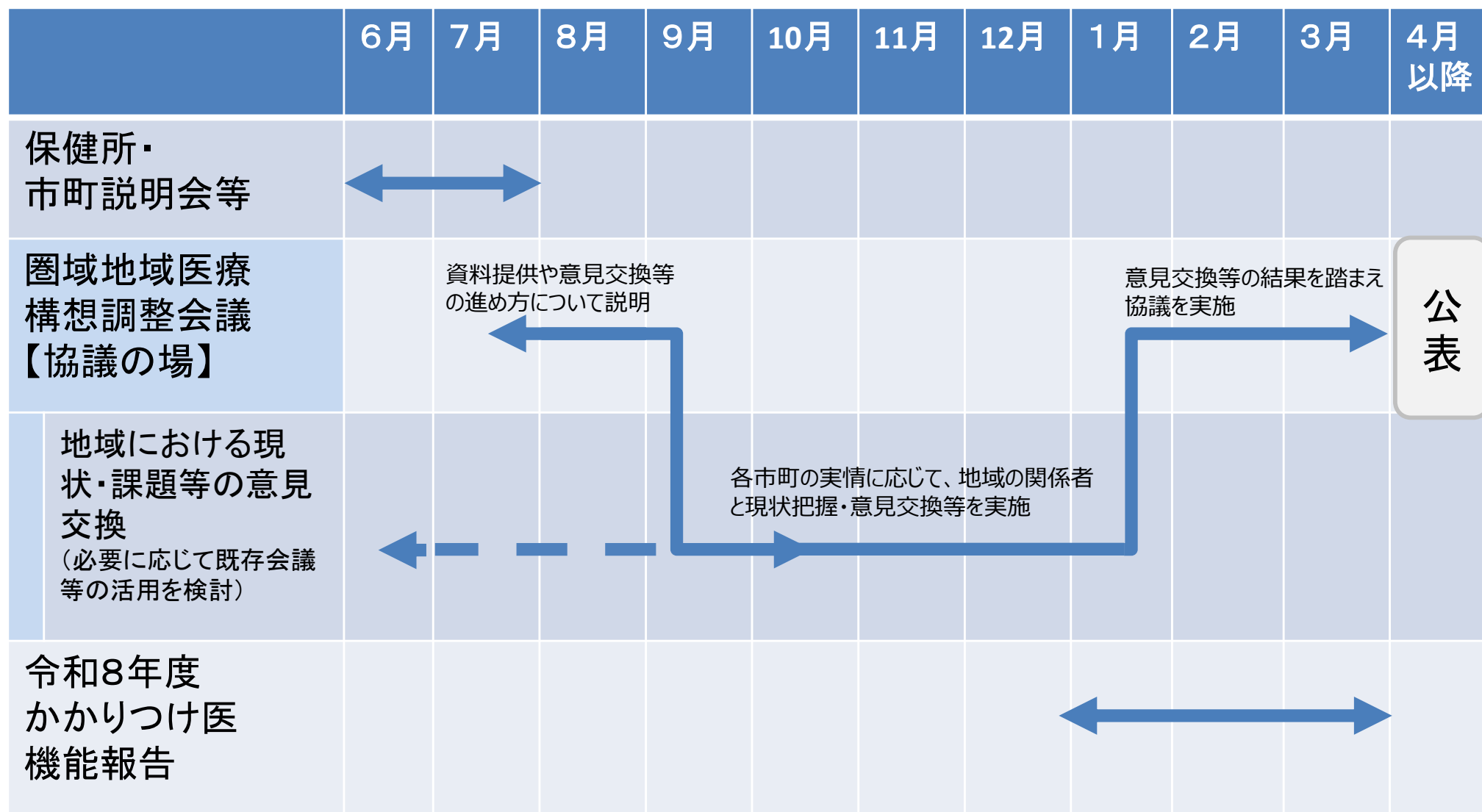
在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



日ごろから在宅医療・介護連携推進事業において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築のために、PDCAサイクルに沿った取組を行っている

今後のかかりつけ医機能報告に関するスケジュール



※詳細な運用方法や会議体は、各市町や圏域の実情に応じて調整します。